

## 朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）が日本人の拉致を初めて認め謝罪した平成14年の日朝首脳会談以降、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ政府認定の12名を初めとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままとなっています。

これまで、北朝鮮は、我が国の主権や国民の生命、安全にかかわる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきました。

平成20年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなりましたが、北朝鮮からの一方的な通告により、合意事項が実施されない状況が続いています。

また、北朝鮮は、平成18年7月に弾道ミサイルを発射した後、国際社会からの再三の警告にもかかわらず、昨年11月まで弾道ミサイルの発射を繰り返し、さらに、平成18年10月から昨年9月まで6回にわたり核実験を実施しました。

本年6月の米朝首脳会談において朝鮮半島の非核化は宣言されたものの、北朝鮮は、平成6年の核開発凍結を定めた米朝の枠組み合意など、過去の合意をことごとく破棄していることを忘れてはなりません。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、拉致被害者とその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上解決に時間を費やすことは許されません。

よって、政府は、日朝平壤宣言の精神に立って、拉致問題を初め、核問題などの包括的解決を図るという立場を堅持し、6カ国協議を再開するなど、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置とあわせて2国間での対話も進めるなど、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、拉致問題を完全に解決するため、全力で取り組むよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月10日

枚方市議会議長 岡 林 薫

〈提出先〉

内閣総理大臣

法 務 大 臣

外 務 大 臣

拉致問題担当大臣